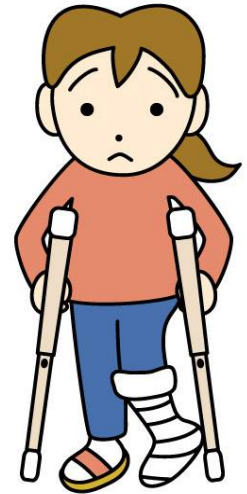


日常生活用具貸出事業について

社会福祉協議会では、車椅子・松葉杖・バランスステッキ・歩行器の貸出をしています。



■対象者

○けがなどにより、用具を必要とする方

○介護保険での福祉用具貸与ができない方

（当会の貸出事業は、介護保険の福祉用具貸与を優先していただいています。）

■期 間

3 ヶ月

（やむを得ず 3 ヶ月を過ぎても使用する際は、再申請をしていただきます。）

■料 金
無 料



■栄町社会福祉協議会 95-1100	住所	栄町
■FAXダイヤル	氏名	フリガナ
FAX 0476-95-3456		
（車いす・松葉杖・バランスステッキ）希望に○を	連絡先	